

下請中小企業振興法

1. 案内情報

手 続 名	振興事業計画の承認又は振興事業計画の変更承認
手 続 根 拠	下請中小企業振興法第5条・第7条 下請中小企業振興法施行令第2条 下請中小企業振興法施行規則第1条・第2条・第3条・第4条
手 続 対 象 者	振興事業計画に係る承認（又は変更に係る承認）を申請する特定親事業者及び特定下請組合（親事業者が船舶（鋼船および木船を除く）又は船舶用機関の製造業を営む法人に限る。）
提 出 時 期	振興事業計画の承認（又は変更に係る承認）を受けようとするとき
提 出 方 法	特定下請組合は、特定親事業者と共同で、振興事業計画に係る承認申請書（振興事業計画の変更に係る承認申請書）を作成し、特定下請組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等の長を経由し、国土交通大臣へ提出して下さい。
手 数 料	なし
添 付 書 類 ・ 部 数	<p>振興事業計画の承認 添付書類</p> <p>(ア) 特定親事業者の資本金、従業員数、主要生産品目及び事業者数</p> <p>(イ) 特定親事業者の振興事業計画に係る事業所（以下「計画親事業所」という。）の住所、名称、責任者名、従業員数及び主要生産品目ごとの生産金額</p> <p>(ウ) 特定親事業者の主要取引先</p> <p>(エ) 計画親事業所の外注管理の組織</p> <p>(オ) 計画親事業所の下請事業者の名簿</p> <p>(カ) 計画親事業所の振興事業計画期間中の生産見通し</p> <p>(キ) 特定下請組合の組合員の名簿、振興事業計画に参加する親事業者への依存度および振興事業計画に参加することの有無</p> <p>(ク) 振興事業計画について議決をした特定下請組合の総会の議事録の写し</p> <p>(ケ) 特定下請組合の定款</p> <p>(コ) 特定下請組合の出資の総額、役員および事務局の長の氏名および経歴ならびに常時使用する職員の数</p> <p>(サ) 特定下請組合の事業計画書および収支予算書</p> <p>(シ) 振興事業計画の中で共同利用施設事業を実施しようとするときは、当該共同利用施設の利用計画</p> <p>部数</p> <p>・ 申請書1通（主務大臣が2以上のときは、それぞれ1通）及びその写し4通（主務大臣が2以上のときは、それぞれ4通）</p> <p>振興事業計画の変更に係る承認 添付書類</p>

	<p>(ア) 振興事業計画の変更について議決をした特定下請組合の総会の議事録の写し</p> <p>(イ) 振興事業の実施状況を記載した書類</p> <p>(ウ) 振興事業計画承認申請時の添付書類(上記(ク)を除く。)に変更があった場合は、その変更に係る書類部数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 1 通 (主務大臣が 2 以上のときは、それぞれ 1 通) 及びその写し 4 通 (主務大臣が 2 以上のときは、それぞれ 4 通) <p>(具体的な様式等については、特定下請組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局又は海運支局にお問い合わせ下さい。)</p>
申請書様式	<p>振興事業計画に係る承認申請書又は振興事業計画の変更に係る承認申請書</p> <p>(具体的な様式等については、特定下請組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局又は海運支局にお問い合わせ下さい。)</p>
記載要領・記載例	<p>特定下請組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等にお問い合わせ下さい。</p>

2. 窓口情報

提出先	<table> <tr> <td>国土交通省海事局造船課</td> <td>03-5253-8111 (内線 43-715)</td> </tr> <tr> <td>船用工業課</td> <td>03-5253-8111 (内線 43-844)</td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局船舶部</td> <td>0134-23-4214</td> </tr> <tr> <td>東北運輸局船舶部</td> <td>022-791-7516</td> </tr> <tr> <td>新潟運輸局船舶船員部</td> <td>025-244-6113</td> </tr> <tr> <td>関東運輸局船舶部</td> <td>045-211-7223</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局船舶部</td> <td>052-952-8020</td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局船舶部</td> <td>06-6949-6424</td> </tr> <tr> <td>神戸海運監理部船舶部</td> <td>078-321-3473</td> </tr> <tr> <td>中国運輸局船舶部</td> <td>082-228-8794</td> </tr> <tr> <td>四国運輸局船舶部</td> <td>087-825-1187</td> </tr> <tr> <td>九州運輸局船舶部</td> <td>093-332-8084</td> </tr> </table>	国土交通省海事局造船課	03-5253-8111 (内線 43-715)	船用工業課	03-5253-8111 (内線 43-844)	北海道運輸局船舶部	0134-23-4214	東北運輸局船舶部	022-791-7516	新潟運輸局船舶船員部	025-244-6113	関東運輸局船舶部	045-211-7223	中部運輸局船舶部	052-952-8020	近畿運輸局船舶部	06-6949-6424	神戸海運監理部船舶部	078-321-3473	中国運輸局船舶部	082-228-8794	四国運輸局船舶部	087-825-1187	九州運輸局船舶部	093-332-8084
国土交通省海事局造船課	03-5253-8111 (内線 43-715)																								
船用工業課	03-5253-8111 (内線 43-844)																								
北海道運輸局船舶部	0134-23-4214																								
東北運輸局船舶部	022-791-7516																								
新潟運輸局船舶船員部	025-244-6113																								
関東運輸局船舶部	045-211-7223																								
中部運輸局船舶部	052-952-8020																								
近畿運輸局船舶部	06-6949-6424																								
神戸海運監理部船舶部	078-321-3473																								
中国運輸局船舶部	082-228-8794																								
四国運輸局船舶部	087-825-1187																								
九州運輸局船舶部	093-332-8084																								
受付時間	提出先にお問い合わせ下さい。																								
相談窓口	特定下請組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等																								

3. 手続情報

審査基準	下請中小企業振興法第 6 条
標準処理期間	40 日
不服申立方法	(行政不服審査法の規定による)